厚生委員会資料

令和３年５月17日

福祉部高齢者地域支援課

**品川区立大崎高齢者多世代交流支援施設（大崎ゆうゆうプラザ）について**

**１．趣旨**

　　大崎高齢者多世代交流支援施設(大崎ゆうゆうプラザ)は、平成２８年５月１日に開設し、区民の身近な憩いの場・交流の場として、高齢者の健康の維持・増進および生きがいづくりを支援するとともに、高齢者と多世代の区民との交流を図るため、委託による施設運営を実施してきた。

今後の運営にあたっては、多様な区民ニーズに効果的、効率的に対応する民間事

業者等のノウハウを活用して、利用者へ良質なサービスを提供するため、指定管理

者制度へ移行することとし、その候補者は公募型のプロポーザル方式にて選定する。

**２．指定管理者が管理を行う施設の概要**

（１）名称 品川区立大崎高齢者多世代交流支援施設

（大崎ゆうゆうプラザ）

（２）所在地 大崎二丁目７番１３号

（３）延床面積 約７００㎡（地上２階、地下１階建て）

（４）移行年月日　　 令和４年４月１日

**３．指定管理者が行う業務**

（１）施設の利用受付・案内・貸室業務

（２）高齢者多世代交流支援事業の運営

（３）施設の維持管理・修繕（清掃業務、施設の保全、建物の補修など）

**４．指定期間**

　 令和４年４月１日から令和９年３月３１日までの５年間

**５．指定管理者候補者の選定**

（１）選定方法

　　　公募型プロポーザル方式により候補者を選定する。

（２）選定委員会の設置

　　　候補者の選定にあたっては、「品川区立大崎高齢者多世代交流支援施設指定管

理者選定委員会」を設置する。

（３）選定基準

　　　指定管理者の選定にあたっては、次に掲げる事項を選定基準とする。

　　①　利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること

　　②　施設の適切な維持管理および管理に係る経費の縮減を図るものであること

　　③　施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであ

ること

　　④　施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること

**６．今後の予定**

　　令和３年　６・７月 実施要領の配布

説明会の開催

８・９月 指定管理者候補者選定予備委員会・選定委員会

開催、選定

　　　　　　　12月 指定管理者の指定議案提出、議決

令和４年　３月 指定管理業務の協定締結

４月 指定管理業務開始